

スポーツ・リゾートの開発と変貌する「地方」

— 「スポーツの現代化」と地域開発の課題 I —

松村和則*・佐藤利明**

Degradation in Rural Areas of Japan in Relation to Sport Resort Construction Boom.

— Toward alternative rural development for a sport & leisure oriented society I —

Kazunori MATSUMURA, Toshiaki SATO

Traditionally, the hamlets and villages in rural Japan have enjoyed a certain degree of autonomy in regard to decisions related to land and resources, of course, many of these areas have also enjoyed spectacular natural environments which have been relatively untouched when compared with urban areas. However, with the recent incursion of multi-million dollar sport-resort facilities into these areas, both the environment and traditional autonomy have been greatly damaged.

With the intention of changing the life-style of the Japanese people by introducing more leisure activities, the Japanese government has initiated several projects which also aim at increasing living standards in rural areas.

These projects include, the “New Settlement Project in local areas” (The 3rd Project of development Policy 1977), the “Toward Decentralized National Land” project (The 4th Project of the Development Policy 1987), and the “Resort Act” (1987).

One of the goals of these policies is to replace agriculture & forestry based industries with alternative ones backed by private capital. Special attention must be paid to resort construction projects which comprise mainly of huge sport facilities, such as golf courses, ski slopes and marinas etc. These facilities have been seen the cause of environmental and political degradation.

It is time for sport sociologists in Japan to concentrate on finding action programs for such “Sport and Environment Problems” Focus should not only be on natural environment but also on the lives and traditions of the local people.

This is one of a series of papers entitled “Toward an alternative development for a sport & leisure oriented society”.

Key words : Sport-Resort, Resort Act, Environment, Alternative development

*筑波大学体育科学系

**石巻専修大学理工学部

小 序

本稿は、地域社会学とスポーツ社会学を架橋して新たなジャンルを切り開くことをめざす一連の研究報告の第一報である^{注1)}。

消費生活が自律化し、余暇生活が独立してきた日本社会が、「豊かな社会」として我々に何をもたらしたのかを、地域生活の現場にたつて検証することが本稿を含めた『「スポーツの現代化」と地域開発の課題』をテーマとする共同研究のねらいである。

環境問題、自然保護運動、緑ブーム、リサイクル運動、原発反対運動など、エコロジーブームといわれる近年の関心の高まりは、既存学問領域の馬塞を取り払うよう要請している。本稿のテーマに即してこの課題を考えてみるならば、大型のスポーツ施設（スキー場・ゴルフ場など）を中央に配したリゾート建設が、山谷をすっかり変えてしまう程自然環境を改変し、ゴルフ場の農業汚染が水や土の自然破壊を決定的にするといったことが社会問題として登場して来たことなどに顕在化している^{注2)}。

また、これまでレジャー、観光というならば余暇—余った暇な時間—として、それ自体が自然破壊や地域生活の破壊をもたらすことの可能性について十分な検討をすることはなかった。自然保護運動・リサイクル運動、原発反対運動などは産業社会の行き過ぎに気付き始めた人々のキャンペーンとして先進工業国の中で定着した感があるが、そうした「過剰」を産み出す構造（システム）と人々の実践を繋ぐ論理の究明は、近年始まったばかりだといってよい^{注3)}。

総合保養地域整備法（＝「リゾート法」1987年）が火を煽り、日本列島の諸地域をリゾート建設にむかわせた「バブル経済」は破綻した。しかし、「過労死」が英語化していることに象徴されるように、「時短」を迫る外圧はもはや日本の猶予を許さぬものとなっている。こうした状況下で、リゾートの本来のあり方が議論される必要が高まっていると思う。「リゾートとは、その土地の人々の中で生活し、その地の自然や文化を元の姿のままに享受することである^{注4)}」ともいわれるが、実際にはスキー場・ゴルフ場建設を伴った大規模リゾート建設が、「バブル経済」破綻を尻目に、地域を特定化して依然として進行している。それは高速交通体系と連動して、リゾート開発の地域

的再編成が新たな段階に入って進行しているといつてよいだろう。

①長期休暇制度の定着の必要性、②地域振興の柱としての大規模リゾート開発、③観光・レジャーで内需拡大、こうした三つの背景で消費税導入をめぐる国会の混乱の中で成立したのが「リゾート法」である。この法律が、今日地方の最後の頼みの綱としてリゾート建設の各種許認可条件を緩和することに貢献している。こうした制度の改変をめざす運動やゴルフ場農薬問題の解決なども重要な実践課題であるが、次の点が焦眉の研究課題として認識されなければならない。

つまり、リゾート開発計画が頓挫したとしても地域の高齢化、過疎・過密化、情報の一極集中を産み出す構造は変わらない。まして、ゴルフ場建設計画をめぐって割れた地域の傷を癒すには、世代を超えた時間が必要となる。リゾート建設がもたらす社会的影響の実証的研究は広範囲で且つ莫大な時間を要するものである。さらに、ゴルフ会員権への投資ブームは正しく「バブル経済」に咲いた徒華であるが^{注5)}、こうした経済的破綻のメカニズムの解明のみならず、ゴルフというスポーツ実践がもつスポーツとしての論理の究明とその社会的受容の構造を明らかにすることが、急を要する課題として認識される必要があるだろう。この後者の研究課題は、アカデミズムの世界での論議から疎遠なものであったといわざるを得ない。こうしたスポーツ・リゾートをめぐる様々な研究課題は、これまでの社会学の領域には馴染まないものであっただけでなく、スポーツ社会学の研究を蓄積して来た体育学の領域においても、研究領域拡大とパラダイム転換を迫ってきているといつてよいだろう。

本稿は、マクロな調査・統計資料を使い、リゾート開発計画におけるスポーツの位座を検討し、さらに、依然として農林業に依存せざるを得ない「地方」にたいして国策としてのリゾート開発が如何に展開しているかをみようとするものである。

また、近年盛んになりつつある環境社会学といった超領域的な社会学の構想にも貢献するよう心掛けて今後の研究を進めていくことも、出発に際して明記しておきたい。

I. スポーツ・リゾート開発とスポーツの現状

(1) リゾート建設ブームの背景と問題点

四全総の策定段階では、地方経済振興策としてテクノポリスと一村一品運動が想定されていた。しかし、テクノポリスの中心を成す先端産業は情報・中枢管理機能の集積する東京圏に集中し、一村一品運動は全国的に波及したものの類似したものが増加して地域経済を振興させるものには至らなかった。この様な東京圏の拡大に伴う人口の集中は、人々の生活環境を悪化させ、自然との触れ合いを求める都市住民を増大させた。

「我が国が世界最大の債権国となり、アメリカから国際収支の不均衡調整を迫られ、また日本の長時間労働への国際的批判が強まる中で、内需拡大策としてのリゾート開発政策が登場したのである^{注6)}。」

加えるに、農産物の輸入自由化の拡大が農業経営への展望を無残にも打ち砕いた点が指摘されなければならない。若年労働力を大都市へ送り出した農山漁村は、その活路を見出そうと「都市と農村の交流」を促進する政策などにも後押しされて、独自に様々な試みを始めてはいる。しかし、農業に従事する新規学卒者は全国で1800名をわり(1991年、1自治体に1人いない状態)、林業従事者はいうにも及ばないという状況の中で、Uターンの若者を引きつける都市的な「明るさ」に乏しい過疎地域を、活性化する術は容易にみつけれられない。こうした中で、大資本を中心とした観光開発を望む地方の声は高まるばかりであった。そうした過疎地の苦しい事情が「リゾート法」成立に向けて拍車をかけたのである。

第3次全国総合開発計画(1977年)の定住圏構想、高度技術集積都市(テクノポリス)構想を待たずともなく、高度経済成長以降、新全総を始めとする日本の開発政策は、その批判者も含めて皆地方分散論者であった。列島の産業地図は確かに塗り替えられたが、今日リゾート計画が盛んに取りざたされる「自然の豊かな」農山村には、一部地域への半導体製作関連の小規模下請工場以外、将来に希望を繋ぐような進出は望めなかったといえる。大規模工場は地方の臨海地区へと移動し、京浜地区の工場跡地は研究所、管理事務機能を果たす高層ビルに変身した。高速交通網の整備によって関東・南東北への工場移転が進んだ結果、結局「東京経済圏を巨大化」させただけといわれている^{注7)}。「工場の機械化、省力化そして自動化の進展、他方で人手を要する販売、流通、金融部

門一前者が地方で行われ、後者が東京に集中するのである^{注8)}。」

さらに、国際金融業務、それにとまなう法律事務所、新たなマスコミ商業、宣伝・広告業務等等など、こうしたマーケティングの中心として東京へ人と物が吸い寄せられ、さらにそれが新たに第3次産業の巨大な市場を産みだしている。そして、低金利の下での東京一極集中は、株価、地価といった資産価格を高騰させ、浮遊する「東京マネー」はリゾートマンションやゴルフ会員権などへの投機をうんだ。

その一端を知るために、「高額品販売の推移」を1990年と1986年を比較してみよう。1986年を100とすると、リゾート・マンション810、2000cc以上の乗用車568、大型カラーテレビ338、システムキッチン313、海外旅行者数194となっている(『日経流通新聞』1991年1月5日付より)。『東京都湯沢町』などのルポルタージュは、こうした動きが地域社会を如何に困難な状況に追いやっていくかを適確に表現している。

また、リゾートづくりの基本的な考え方は、『リゾート事業戦略—リゾートづくりのソフトウェア』(三菱総合研究所編、清文社 1990)では、次の様に述べられている。

「元来、リゾートとは、都市生活者が都会では得ることができない、非日常的な環境(多くは著しく優れた自然環境)のなかで、心身をリラックスさせ明日への再生産を行う場所であって、本来的に優れた自然環境の中で日常の生活を送っている者が求めるそれとは明らかに始めからニーズが違ってくる。」(P188)

さて、産業構造の変化は工業による汚染物質の大量排出を削減しつつあるが、対して、サービス産業部門の環境破壊を危惧する識者も多くなって来ている。「高度成長で失われた大都市のアメニティをもとめる住民のニーズもあって、国際国内的にみて、自然が美しく歴史的街並みの残る地域に巨大な観光施設がつくられ、大量の観光客が流入するようになった。」その結果、「環境問題は大都市地域から過疎地域へと国土全体、あるいは地球全体へ拡散を始めている」といわれるまでになった^{注9)}。こうしたサービス産業化がもたらす危惧に関して、宮本は早くから警鐘を鳴らしていた。

「巨大な固定投資が広域に行われれば行われるほ

ど、高い利潤を上げる為に、顧客の観光時間を多様な観光施設で浪費させ、使用料は高くしなければならなくなる。この場合には、重化学工業の大工場による地域開発と形態は違え、本質的には同じ結果を招く」と注10)。

宮本らは、リゾート開発を目玉とした四全総に基づく開発計画が次の様な問題点を抱えている事を指摘し、「内発的發展」の原則を提示している。

- 1) 地域の既存の産業経済、文化を土台に、これを育てていく観点到欠けている事。
- 2) 地域開発の目的が経済目的に単一化され過ぎているため、環境保全や住民福祉の向上を含む総合的な地域振興をめざす観点到欠けている。
- 3) 国際的業務機能(東京圏)やリゾート産業(地方)といった特定の分野の開発を志向する余り、経済環境の変化に脆弱な体質を形成する危険が大きい。(農業と観光業が結びつく必要)
- 4) 地域開発の企画立案と遂行は中央集権的な行財政制度によっており、住民参加に基礎をおく地方自治が弱いため、「民間活力の活用」といいながらも、一般住民の参加制度が準備されていない注11)。

さて、宮本らは「内発的發展論」の視角からこうした様々な問題点を今日の開発政策に対して指摘し、もう一つの開発「理念」と湯布院、大山町、金沢市などを内発的發展の具体的な目標として提示した。

(2) リゾート開発における「スポーツ」の位座

以下では、地域振興の「最後の切札」として期待されるリゾート開発の現状とその中核をなすスポーツの問題に論及していこう。

表1は、「リゾート法」成立時に相前後して公表されていた大型リゾート基地計画のうち、東北・北海道の64件について、計画に含まれる主要な施設を分類して整理したものである。

ホテル・スキー場・ゴルフ場のいずれか2施設を含む計画は35プロジェクトに上り、全体の6割弱を占めている。新潟を含む北陸地区では、そのほとんどがスキー場計画を持っているとよい。沖縄に到ってはゴルフ場計画を持たないプロジェクトを探すことの方が難しい。いずれにしても、そのほとんどのリゾート計画にはスポーツ施設、とりわけ大型のスキー場・ゴルフ場を備えたものとなっているとよいだろう。すでに見

表1 東北・北海道地区大型リゾート基地計画

主 な 計 画 施 設	北海道地区	東北地区	
ホテル・スキー場・ゴルフ場	8	6	…北海道は、ホテル含まず ※九州地区：33計画のうち14件がゴルフ場計画をもち、その他に11件がマリン・スポーツの施設を含む。沖縄は27計画ほぼ総てがホテルとゴルフ場あるいは、マリン・スポーツ施設を建設する。関東地区はオートキャンプ施設の計画が多い。
ホテル・ゴルフ場	5	6	
ホテル・スキー場	5	5	
ホテル・プール or テニス	2	6	
ホテル・スケート (テニス)		2	
ホテル・マリナー		3	
プール・体育館		3	
水族館	2		
スケート	1		
その他 (水族館・マリナー・キャンプ)	4	4	
計画中		2	
合計	29	35	

資料：『大型リゾート基地計画総覧—主要プロジェクトの全貌—』産業タイムズ社 1987. 7

見たように、預託会員権による資金調達企業が企業の開発リスクを大幅に軽減するゴルフ場は、農業問題で様々に告発が続いているにも拘らず、依然としてリゾート建設計画に欠かせない。他方、スキー場の建設計画も目白押しで、東北・北海道はいうに及ばず、九州地方にも登場するに到っている。次に幾つかの調査データを元にして、こうしたスポーツ・リゾート全盛ともいべき今日の地域開発について考えてみたい^{注12)}。

I 「各地で進められているリゾート開発計画について色々な意見が有ります。あなたのお考えに近いものを次の中から1つだけお答え下さい。

- ①自然破壊や災害に繋がる …39.9%
- ②地域の活性化になる …21.7%
- ③全国どこも同じ様な内容の計画で、期待がもてない …17.3%
- ④開発業者の土地買占めに手を貸すことになる …11.6%
- ⑤余暇開発の切札になる … 5.9%
- ⑥分からない・無回答 … 3.6%

II 「それではあなたはリゾート開発を進めるべきだと思いますか、思いませんか。」

- ①積極的に進めるべきだ … 8.1%
- ②慎重に進めるべきだ …56.5%
- ③あまり進めるべきではない …23.8%
- ④進めるべきではない … 9.0%
- ⑤分からない・無回答 … 2.6%

リゾート開発が地域の活性化になるという人の約二倍の人が自然破壊を危惧しており、問Iの結果は約3分の2の人が開発へ批判的である事を示している。しかしながら、問IIでは、65%がリゾート開発を容認する回答となっており、表面的には大きく矛盾した結果となっている。

過疎地を多く抱える北海道、北陸、四国ではI-②への回答が33~38%と大きく、開発への期待が大きい事に注意したい。合せ考えてみれば、リゾート開発の自然破壊を危惧しながらも、現実的な過疎状況からの脱却へはこのリゾート開発もいざ仕方ないというある意味で諦観した地域の人々の本音が垣間みれる。

さらに、注意したいのは、この調査で人々の脳裏にあるのは大規模なリゾート開発であることが問わず語りに表れている事である。ホテル・ゴルフ

場・スキー場がリゾート開発の「3種の神器」といわれるが、こうした巷の定説が調査の回答に表れている事も注目される。

次に、日本観光協会が行った「日本人のリゾートイメージ」(1988年9月調査^{注13)})のデータを中心に、リゾート及びリゾートでの活動、スポーツへの意識等について考えてみよう。

旅行先での主な行動を表す言葉からのイメージは温泉51.9%、保養37.0%、自然鑑賞36.3%、スポーツ32.6%、食事25.3%という順になっている。温泉の根強い人気とリゾートの日本的なイメージとしての定着度は圧倒的である。スポーツは4位にあがっており、次の表2でみるように、20歳代以下では抜きん出た数字がならんでいる。男女を問わず、この年代は、活動的なレクリエーションの場としてリゾートをイメージしていることを示している。

職業別でこのデータを再分類すると農林漁業者は保養、慰安(スポーツは歴史探訪同様に低く13.1%)をあげ、事務・技術職は温泉に次いで、スポーツを挙げている(43%)。さらに、学生は他の職種と大きく異なり、スポーツ(71.0%)、自然鑑賞(35.7%)、食事(32.9%)の順で、著しい特徴を示している。

さて、リゾートに必要な施設やサービスの機能を訊ねた問の回答では、次の様な結果がでている。総じて、スポーツの志向が根強く、10%以上の回答を得た上位20のうち、広義のスポーツ関連施設は7つを数える。

リゾートと関連するキーワードは、温泉・自然・スポーツという結果が調査全体から言えると思う。しかし、「リゾートライフといえる日数」を尋ねて「1週間程度」と答える人が30.1%、それ以下は47.5%にも上がっており、欧米の数字を挙げるまでもなく、極めて短期間の「旅行」という意識でリゾートを受けとっている。さらに、宿泊観光旅行希望泊数を尋ねた時、先ほど「1週間程度」とこたえた745名の内、552名がこの質問に答えて、1泊旅行を希望する人144名(26.0%)、2泊・247名(44.7%)3泊・78名(14.1%)、実に1~3泊の旅行を希望する人が約85%に達している。これが、日本の「リゾートライフ」の現実というべきだろう。

年齢別・性別に有給休暇の使用日数をみると、平均6.7日、5.1日(20代前半男性・女性)、平均

表2 リゾート地での主な行動

	第 1 位	第 2 位	第 3 位
15～17歳 [男]	ス ポ ー ツ (74.7%)	自 然 鑑 賞 (31.6%)	食 事 (30.4%)
[女]	ス ポ ー ツ (71.6%)	食 事 (37.3%)	自 然 鑑 賞 (35.8%)
18～19歳 [男]	ス ポ ー ツ (65.1%)	自 然 鑑 賞 (37.2%)	温 泉 (34.9%)
[女]	ス ポ ー ツ (71.8%)	温 泉 (53.8%)	自 然 鑑 賞 (48.7%)
20～24歳 [男]	ス ポ ー ツ (67.0%)	温 泉 (36.3%)	自 然 鑑 賞 (33.0%)
[女]	ス ポ ー ツ (57.1%)	温 泉 (44.8%)	自 然 鑑 賞 (42.9%)
25～29歳 [男]	ス ポ ー ツ (65.3%)	保 養 (48.0%)	温 泉 (40.0%)
[女]	ス ポ ー ツ (57.3%)	保 養 (46.9%)	温 泉 (45.8%)
30～34歳 [男]	温 泉 (60.2%)	ス ポ ー ツ (53.1%)	保 養 (36.7%)
[女]	温泉・自然鑑賞 (47.5%)	ス ポ ー ツ (39.8%)	保 養 (34.7%)
35～39歳 [男]	温 泉 (51.5%)	保 養 (46.6%)	自 然 鑑 賞 (42.9%)
[女]	自 然 鑑 賞 (48.3%)	温 泉 (46.5%)	保 養 (42.4%)
40～49歳 [男]	温 泉 (55.8%)	保 養 (45.4%)	自 然 鑑 賞 (38.5%)
[女]	温 泉 (53.8%)	保 養 (41.8%)	自 然 鑑 賞 (39.9%)
50～59歳 [男]	温 泉 (62.8%)	自 然 鑑 賞 (34.3%)	保 養 (32.9%)
[女]	温 泉 (59.7%)	保 養 (31.1%)	自 然 鑑 賞 (30.1%)
60～69歳 [男]	温 泉 (66.9%)	保 養 (36.6%)	自 然 鑑 賞 (27.5%)
[女]	温 泉 (62.4%)	保 養 (38.5%)	自 然 鑑 賞 (23.9%)
70歳以上 [男]	温 泉 (61.2%)	自 然 鑑 賞 (28.4%)	保 養 (25.4%)
[女]	温 泉 (50.0%)	保 養 (28.8%)	自然鑑賞・慰安 (16.7%)

出典：『日本人のリゾート・イメージ』日本観光協会 1988年

表3 リゾートに必要な施設・サービス

温 泉	72.1%	観光農園	9.3%
森林公園・植物園	35.5%	劇場・音楽ホール	8.4%
自然歩道 (ハイキングコース)	35.3%	食品スーパーマーケット	8.3%
海水浴場	29.1%	商店街	8.1%
プ ー ル	28.8%	居酒屋	7.9%
土産品店	27.7%	スポーツジム	7.4%
テニスコート	26.0%	ゲームセンター	6.8%
貸自転車施設	22.4%	映画館	6.7%
ファミリーレストラン	22.3%	カラオケスナック	6.7%
遊 園 地	21.9%	書 店	6.5%
ゴルフ場	20.6%	ファーストフード店	5.7%
スキー場	20.1%	ディスコ	5.7%
博物館・郷土資料館	17.2%	コインランドリー	5.5%
レンタカー	15.4%	図書館	4.6%
牧 場	14.9%	美容院・理容院	3.9%
美 術 館	12.8%	日用品等のレンタルショップ	3.4%
手作り体験工房 (木工・陶芸等)	12.3%	カジノ	3.2%
ボーリング場	11.6%	ビデオ等のレンタルショップ	2.4%
高級レストラン	11.5%	託児所	1.8%
ラーメン・寿司等食堂	10.5%	日曜大工用品店 (D I Y店)	1.0%
		不 明	2.2%

出典：『日本人のリゾートイメージ』日本観光協会 1988年

表4 リゾート地に必要な要素
—スポーツ施設が充実している—

	サンプル 数	かなり必 要である	まあ必要 である	あまり必 要でない	必要で ない	不明
合 計	2474 100.0	601 24.3	774 31.3	649 26.2	324 13.1	126 5.1
宿泊観光旅行希望費用総額						
5千円未満	6 100.0	2 33.3	1 16.7	3 50.0	— —	— —
1万円未満	52 100.0	19 36.5+	16 30.8	12 23.1	2 3.8-	3 5.8
1万5千円未満	138 100.0	37 26.8	43 31.2	38 27.5	17 12.3	3 2.2
2千円未満	192 100.0	59 30.7+	65 33.9	40 20.8	19 9.9	9 4.7
3万円未満	350 100.0	98 28.0	106 30.3	101 28.9	31 8.9-	14 4.0
4万円未満	275 100.0	64 23.3	98 35.6	72 26.2	27 9.8	14 5.1
5万円未満	270 100.0	71 26.3	95 35.2	51 18.9-	37 13.7	16 5.9
7万円未満	157 100.0	46 29.3	36 22.9-	41 26.1	22 14.0	12 7.6
10万円未満	128 100.0	22 17.2	45 35.2	42 32.8	15 11.7	4 3.1
10万円以上	65 100.0	19 29.2	20 30.8	15 23.1	6 9.2	5 7.7
わからない	159 100.0	42 26.4	54 34.0	37 23.3	19 11.9	7 4.4
宿泊観光旅行希望泊数						
1泊	541 100.0	134 24.8	185 34.2	140 25.9	57 10.5	25 4.6
2泊	783 100.0	210 26.8	252 32.2	191 24.4	89 11.4	41 5.2
3泊	223 100.0	57 25.6	69 30.9	64 28.7	28 12.6	5 2.2
4泊	59 100.0	19 32.2	12 20.3	16 27.1	9 15.3	3 5.1
5泊以上	44 100.0	14 31.8	13 29.5	10 22.7	3 6.8	4 9.1
わからない	142 100.0	45 31.7+	48 33.8	31 21.8	9 6.3-	9 6.3

出典：『日本人のリゾート・イメージ』日本観光協会 1988年

5.7日, 7.6日 (20代後半, 男・女) となっている。たいして, 有給休暇「なし」という回答は, 20代後半男性で23%, 30代前半で24%に上る。

表4は, リゾート地に必要な要素として「スポーツ施設が充実している」ことについての回答である。必要としている人は全体で約56%であるが, 旅行の希望日数の長い人がスポーツ施設を強く望んでいる。また, 宿泊観光旅行のための希望費用額を合わせ考えると, 1~2泊で旅行費用3~4万円位の人がスポーツ施設を望んでいることが推測できる。

総じて, 特に学生に顕著であるが, 大変活動的で短いリゾートライフのイメージが調査結果から浮かび上がってくる。

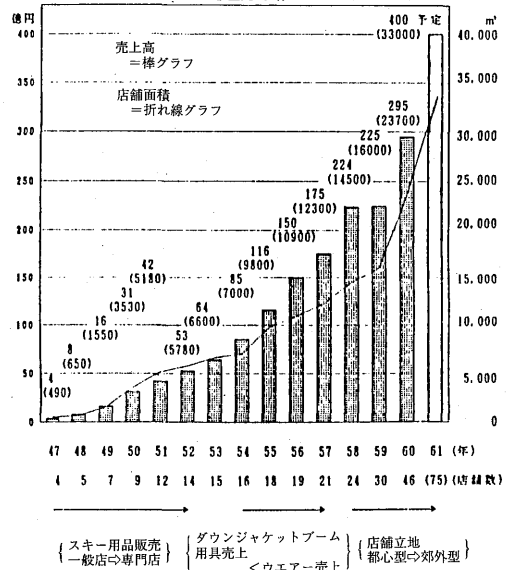
次に, 続く研究報告の裏磐梯地区のリゾート開発の事例とスポーツ活動との関わりに深く関連しているスキーについて触れておこう。スキー人口を始めとして「スポーツ人口」の実態を知る事は大変難しい。信頼し得る統計的なデータをうることは不可能であるが, 以下ではそれを代替し得るスポーツ用品市場のデータとレジャー白書での数字を眺めてみる。

スポーツの市場規模は, 『レジャー白書』によれば1986年3.5兆円 (シェア6.8%), 1988年3.7兆円 (シェア6.3%), 1990年4.5兆円 (シェア6.6%) となっている。1988年代で, 繊維 (3.0兆円), 窯業・土石 (3.8兆円), 紙・パルプ (3.1兆円) 規模の市場となっている。さらに, 通産省政策局が推定した「業域を広げたスポーツ産業の市場規模」では, 6.4兆円となっている^{注14)}。化学 (9.1兆円), 農林水産業 (9.3兆円) 等に次ぎ, 金属製品の総生産 (5.5兆円) を凌ぐことになる。

余暇市場の「スポーツ部門」のデータに少し注目してみよう。スポーツ用品では, 1990/1989年で市場の伸び率をみると近年のスポーツの動向が推測できる。ゴルフ用品が11.5%, スキー・スケート・水上スキー用品19.4%, ゴルフ場13.5%, ゴルフ練習場12.3%, スポーツ自転車12.6%の伸びを示し, 他の余暇部門の進展を圧倒している。

つまり, すでに見たように, リゾート開発に付帯するスポーツ施設がスキー場, ゴルフ場, マリーナに集斂して来ている近年の動向とこうしたスポーツ市場の動きが相同性をもっていることに注目しなければならない。スポーツ市場・スポーツ人口 (実践) の詳細な研究が今後望まれるが, 以

図1 (株) ヴィクトリア会社経歴
(日本スポーツ工業新聞 1986.11.3)



下に上げる2つの資料もスポーツ市場の拡大と, 特化されるスポーツ種目 (スキーなど) を傍証している。

まず, スキー板の輸入の推移をみると, 1978年に30万7千台であったものが, 44万9千台 (1981年), 60万7千台 (1984年), 83万5千台 (1987年), 142万8千台 (1989年) と約10年で4.65倍に伸び, 特に87年から89年にかけての増加に著しいものを見ることが出来る (『日本スポーツ工業新聞』1988.1.25, 1989.12.4付より)。図1は都市郊外で, スキー・ゴルフ用品販売で近年実績を伸ばしてきている株式会社ヴィクトリアのデータである。業界の急成長を裏づけており, その会社は米国の有名スキーリゾートの経営にも進出している。

II 東北地方における地域開発政策の展開と農山村

(1) 東北の農山村社会の変動と地域開発

東北の農村は戦後日本の発展過程において, 労働力供給源, 食糧基地という位置づけがなされてきた。しかし実際には, 全国総合開発計画 (1962年) から四全総 (1987年) に至る地域開発計画が展開する過程において, 農業生産力後退要素の拡大という事態が進行し^{注15)}, さらに農業の機械化

が進展する中で、労働市場の拡大による人口移動と農家の兼業化^{注16)}、さらには地域社会の空洞化につながる過疎の著しい進行がみられる。つまり、地域開発が地域振興策といいつつも農山村社会の衰退化を食い止め得なかったわけである。

そこで以下では、スキー場とゴルフ場に特化するスポーツ・リゾート開発の傾向を踏まえて、東北の農山村の問題状況について、主に農林業統計に基づいて整理する。合せて、リゾート開発構想が如何なる地域間格差を伴った状況の下で展開しているのかについて「リゾート法」指定第1号の「会津フレッシュリゾート」構想が進行中の福島県を事例に分析してみたい。

ところで、諸種の振興法にもとづく地域指定は農山村地域にとってその社会変動の政策的要因である。東北6県の市町村自治体400(1991年12月現在)における指定地域の状況を確認しておく、「低開発地域工業開発促進法」(1961年)の指定地域が23%であるが「農村地域工業導入促進法」(1971年)による計画地域は6割を越え、次いで「山村振興法」(1965年)の振興山村指定が50%、過疎地域指定(「過疎地域活性化特別措置法」1990年)が約40%である。振興山村指定に対して、市の60%が指定を受けているのは、戦後の町村合併において、中心的自治体が周辺自治体を包接する過程で山間部地域も多く取り込んで来たからである。また、振興山村、過疎地域ともに町村のおよそ半数が指定されているが、両方に指定されている町村数は全体の30%にも上る。他方、農村工業導入計画地域や低開発地域工業開発指定地域はどちらかという市レベルでの指定が多い。ただし農村工業導入計画地域が町村でも60%を越えており、このことは全面的な工業化政策の展開状況を示している。

このような地域開発、工業化政策は農閑期の出稼ぎが中心であった農家兼業に在宅通勤兼業の場を提供し、しかも一家総働きの形態に変化させてきたが、同時に典型的には、人口の地域間・産業間移動による都市周辺農村地域での混住化と山間地域等の過疎化をもたらしてきたといつてよい。

1990年農業センサスにおける東北地方の約60万農家のうち専業はわずか8%でしかなく、6割近くが第2種兼業農家である。しかも飯米確保程度の農業経営しか行っていない農家が14%、8万6

千戸も存するようになっている。この自給的農家には、脱農的農家のみならず年金等の収入を得つつ零細な農業経営にあるいわゆる高齢専業農家を予想させるが、第一種兼業農家も加えれば農家の9割方が農外に依存する状況下にあるといえる。その結果、農外収入が増加して農家所得の向上が実現されてきたが、他方で農業依存率の低下、農業所得による家計充足率の著しい低下となって現れてきている。米の生産調整(減反)が開始され、地方への工業導入が計られる70年代前半には、農業所得率が60%まで低下するとともに、農業依存率が50%を割り、今日では、東北全体の農業依存率は17.6%の全国平均より高いものの24%程度でしかない。家計充足率も30%台である^{注17)}。

日雇い・出稼ぎ中心であった農家の兼業は、70年代後半以降恒常的勤務の形態に変化する。しかし実際は日給・時間給の低賃金、そして、不安定な労働条件下にあるが、むしろそのことが農家側の農外就労の条件となり、企業・雇用者側にとっての「低廉な労働力」という構図を依然として維持してきた。さらに近年の農業人口の減少・中高年化は当然のことながら兼業就業者の中高年化をもたらしているが、同時に後継者不足や高齢専業農家といった農家の担い手の問題を顕在化させている。

こうした状況を見るとき、地域開発による土木建設工事や工場の地方進出はある面で農家の兼業化を促進してきたことは事実であるが、兼業化が深化する中で安定的就労の場を提供し後継者の地元定着を可能にしてきたわけではない。例えば、90年度の東北地方の農家子弟の新規高卒者約3万9千人のうち就農者は200人にも満たず、しかも就職者の約50%は他出している。さらに、農家のほぼ6割に16歳以上の在宅あかつぎがいるものの農業が主であるあかつぎはわずか13.6%でしかない(『東北農林水産統計』1992年版)。後継者の農業離れが進行しているだけでなく、若者の地元定着が依然低調な状況にある。

農家の兼業化や農家世帯員の農外就労、他出、さらには、都市化の進展と混住化は農村家族を変質させ、集落の諸機能の低下・変質をもたらしてきた。こうした戦後農村の変化は、いわゆる「いえ」の変容と「むら」の解体・「空洞化」と指摘されてきた^{注18)}。しかし、農村家族の変化を家族の再生産機能の低下・停止、高齢化の進行、家族

規模の縮小化（高齢核家族化，単独世帯化）ととらえ，過疎化・離村による「むら」の解体・空洞化を見るならば，都市近郊農村や平地農村よりも山間部農村あるいは山村においてこそ地域社会の解体化ないしは空洞化がよりドラスチックに進行してきたといえる^{注19)}。

林業ひいては山村が衰退・崩壊してきた背景として，燃料革命による薪炭製造の打撃，林業の機械化・合理化による林業労働の変化，人口流出による後継者難，そして安い木材輸入による国内林業経営の行き詰まり，事業量の縮小・衰退等がある^{注20)}。こうした山村社会の変容に拍車をかけてきたのが振興の名のもとに進められてきた山岳道路・大規模林道の建設に示される山村開発政策であった。つまり，山村振興は農業生産基盤の確立と生活環境整備を目的としつつも，地域産業としての林業の振興につながる具体的な方策を欠いたまま「生活環境面における施設中心の事業を推進」してきたと指摘される^{注21)}。

ところで東北地方の林野・森林の現況と，その利用状況はどうであろうか。1990年現在での東北の林野・森林は，約465万 ha のうち国有林と私有林がそれぞれほぼ4～5割近くを占め，林種別では森林面積の40%が人口林である。1980年当時と比べて国有林の割合には変動はないが，天然林が60.8%，人工林36.6%であったことからこの10年で天然林が21万7千 ha ほど減少している（以上，『東北農林水産統計』1985年版および1992年版）。

さらに森林の公益的形態は，森林の約30%が保安林でそのうちの大半が水源かん養林，13%が自然公園，そしてレクリエーション森林が2.4%である。自然環境保全地域は東北全体でわずか0.4%でしかない。では森林をどの程度文化・教育活動に活用しているのかというと，体験実習林や研修用に活用しているのが東北全体で103カ所，森林スポーツ施設が606カ所，うちキャンプ場299カ所，スキー場192カ所である。森林の利用は自然保護とのかねあいが難しいとはいえ，近年とりわけスキー場開発が目立ち，森林の環境保全機能と結び付いた公共的利用が進んでいない現状にあることを指摘できる。

ところで東北における林業経営は，林家数では東北全体で35万9千戸だが，その8割近くが農家林家で占められている。しかも保有山林規模別には5 ha 未満が87%で，そのうち1 ha 未満が全体の

50%にも上る。このような現状にある林家のおおよその経営状態はというと，1戸当たり平均の粗収益が約54万円，経営経費を差し引くと林業所得は35万円にしかならない。100%以上の所有林家でさえ86万円の所得である。しかし，この収益を支えているのが所有規模の小さい林家はきのこ生産で，面積規模が大きいほど育林や素材生産への依存が高まるものの40%台どまりである。（『東北農林水産統計』1992年版，PP 150-151）。

こうした状況を見るまでもなく林業の不振が叫ばれ，過疎化による山村の解体・空洞化が進行しているが，それを打開する方策として林野庁は国有林の有効利用を目的とするレクリエーションの森制度（1972年）や緑のオーナー制度（国有林の分収育林制度，1984年），ヒューマン・グリーン・プラン（森林空間総合利用整備事業，1987年）等の諸事業に着手してきた^{注22)}。しかし，林業振興の構想のもとにあるものの森林・山地開発が中心であって，民有林も含めた林業の地場産業としての振興や山村の地域社会としての発展・活性化について明確な展望を示してきたわけではない。また，国土庁の山村振興対策において，国土審議会の「新しい山村振興対策について」の意見書（1990年9月）で，山村の生活基盤の整備，積極的な行財政支援，農畜産物・林産資源の有効利用（「6次産業」化），そして都市との交流推進等々の振興策が提示されているが，これも地域の雇用確保，都市と地方の所得再配分などを目的に地域の活性化を目指す指摘される^{注23)}，リゾート構想の文脈に沿った振興内容である。

（2）福島県における地域的特質と地域振興策の展開

福島県は1人当たりの県民所得，県内総生産ともに東北6県の中でも宮城県に次ぐが，伸び率は8.1%と東北で最も高い成長を示している^{注24)}。また，1990年国勢調査で人口の増加率がプラスとなったのは宮城県（3.4%）と福島県（1.2%）のみであった。このように，福島県は東北6県の中でも比較的安定した県勢にあるといえるが，地域・地帯別あるいは市町村別にはかなりの格差が存する。また，産業構成の一端を産業別就業者の割合でみても，全県的には第2次産業が33%で第3次産業が47%，農林漁業は20%を割っている。しかし，地域別には，第2次・3次産業の割合が

高いのは浜通りであり（それぞれ37%、49%）、逆に会津地域は農業及び林業等の比率が22%と高い。人口割合の高い中通りは実数上は全てにおいて多数を占めるがほぼ県全体の傾向に近い^{注25)}。

ところで、福島県も東北各県同様に自給的農家の割合が14%を越え、専業農家が減少して第2種兼業農家率が非常に高くなっている。地域別では中通り北部の専業率が14.2%と最も高く、次いで会津が10%となっている。兼業内訳では恒常的勤務の割合が一般的に非常に高く、第2種兼業農家では8割にもものぼる。

このような農家の労働力構成を見ると、農業専従者のいない農家が浜通りでは70%にも及ぶが、中通りでは約50%、会津では57%程である。それに対して、中通り南部・会津では専従者が女性のみである割合が12%、11%と高い。男性専従者のいる農家でのあとつぎの専従割合は全体的に3～5%と低い。しかも基幹的農業従事者では、男性では50～64歳が47%、65歳以上が30%、女性では50～64歳が54%にも達する。中高年に支えられた農家の農業所得は、1戸当たり平均で119万3千円、生産農業所得率は県平均で41.3%、地域別では浜通りが38%で最も低く、中通りが北部42.5%、南部40.2%、会津が46.1%となっている^{注26)}。

福島県においても地域間格差が産業間格差を伴って展開しているといえるが、それは産業構成上比較的有利な条件下にある中通りに、農業中心でしかも山間部地域の多い会津地方や阿武隈山地が対置するという形でとらえられる。

こうした地域間格差を解消すべく、1984年に策定された福島県新長期総合計画において阿武隈地

域、猪苗代湖周辺地域、奥会津地域の振興を重視することが示された。これらの地域はいずれも過疎化の進行する山間地域であり、振興山村指定や過疎地域指定の町村が多い地域である。福島県の振興地域に指定されている自治体を表5によって地域別にみると、過疎市町村は県全体の37%に及び、さらに山村振興法指定は一部指定も含めると半数を越える。地域的には過疎町村は会津地域の8割近い町村、振興山村は浜通り・会津の7割の市町村が対象となっている。さらに会津地域は全ての自治体が豪雪地帯に、そのうちの60%が特別豪雪地帯指定になっている。振興山村に指定されている地域は、耕地が少なく林野面積が多い（87%）という地域的特徴はいうまでもなく、就業者の3割は農業を中心とする第1次産業に就いている。

また、地域別の人口構成を高齢化率で比較すると、県平均が14.3%であるのに対し、中通り13.2%、浜通り14.5%、会津18.0%である。会津をさらに会津地域と南会津地域とに分けると、それぞれ17.5%、22.0%で、南会津地域の高齢化率が非常に高いことが明らかとなる（1990年国勢調査）。

このような地域的差異は所得や自治体の財政力の面でも明らかで、とりわけ会津地域において著しい。昭和61年度の一人当たりの分配所得が県平均の188.6万円を上回っているのは県北と相双の地区だけで、184万円の県央地区の他はほぼ170万円台である。財政力指数（昭和60～62年度単純平均）の点では県平均0.58に対して中通りがほぼ県平均なみ、浜通りが0.8前後と高いが、会津地区

表5 福島県の振興地域指定

	市町村数	過疎地域	振興山村	豪雪地帯	うち特別豪雪
中通り	47	9 (19.1)	17 (36.2)	3 (6.4)	—
浜通り	15	3 (20.0)	11 (73.3)	—	—
会津	28	21 (75.0)	19 (67.9)	28 (100.0)	18 (62.3)
県計	90	33 (36.7)	47 (52.2)	31 (34.4)	18 (20.0)

資料：福島県『地域振興対策事務提要』（1992年）より作成。

注（1）一部地域指定の自治体も含む。

（2）（ ）はそれぞれ市町村合計に対する割合。

0.45, 南会津地区0.21と県平均の3分の1である。自主的財源率(62年度)も県平均に対して会津地区85%, 南会津地区は47%である。しかも55年に対する増減率の点で南会津地区はわずか1.96とその低迷ぶりが一層際だっている。こうした状況から福島県は県新長期総合計画に則って1987年に阿武隈地域総合開発計画を策定し、次いで88年に会津フレッシュリゾート構想, 猪苗代湖周辺地域総合開発基本計画, 会津西北部地域活性化対策基本計画を打ち出してきた。

さらに, 県の面積の7割近くを占める森林資源を活用して林業を振興し山村の活性化を計るべく, 1990年に「ふくしま森林・林業・木材産業振興ビジョン」が策定されている。そこで示される施策の方向としては, 森林資源の充実と林道網の整備, 担い手の育成・確保, 林産物の需要拡大と供給体制の確立などであるが, 要するに林野庁のレクリエーションの森やヒューマン・グリーンプランの諸事業, リゾート開発とタイアップさせて押し進めようとするものである^{注27)}。しかし, 農家林家が8割を占め, しかも林業就業者が図2のように1965年当時と比較して半分の4千人まで減少し, しかも50代が42%, 60歳以上も14%を占める形で高齢化が進行している状況下で, いかにして担い手を育成していくかという問題が横たわっている。

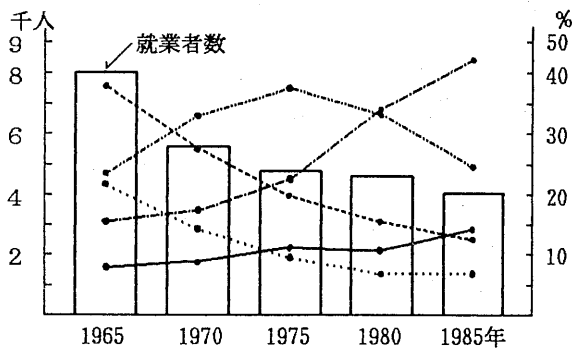
Ⅲ「会津フレッシュリゾート」構想と自治体の対応

(1)「会津フレッシュリゾート」構想の概要と策定経過

福島県の「会津フレッシュリゾート」構想は, 1988年7月に三重県の「三重サンベルトゾーン」構想, 宮崎県「宮崎・日南海岸リゾート」構想とともに, リゾート法指定の第一号として総合保養地域の承認を受けた。三重・宮崎両県の構想がゴルフ場, マリーナを中心とする海浜性リゾートであるのに対し, 福島県の構想はスキー場, ゴルフ場を主体とする山岳性のリゾートを志向していた^{注28)}。その後, いわゆるバブル経済の崩壊, 環境保護運動の高まりなどリゾートを取り巻く環境が変化する中で計画の見直しや一部中止, 規模の縮小などの動きが伝えられている。会津フレッシュリゾート構想においても当初の計画通りには事業が進展してはならず, むしろ計画の一部縮小や見直しが見られる^{注29)}。まず, そもそもどのような開発構想であるか, 以下で検討してみたい。

[整備地域]

会津フレッシュリゾート構想に包接される地域は図3に示すように, 福島県の会津地方の東南域, 磐梯山周辺域から猪苗代湖, 南会津の田島町に至る2市5町1村に渡る広大な地域である。この中



資料：国勢調査。

注：…… 29歳未満、----- 30~39歳、- · - · - 40~49歳、
 - - - - 50~59歳、—— 60歳以上。

図2 林業就業者数および年齢階層別割合の推移—福島県—

表6 重点整備地区の概要

ゾーン	重点整備地区名	位 置	面積ha	主 な 施 設
ハイランド スキー リゾート ゾーン	裏磐梯デコ平	北塩原村	1,300	スキー場, ゴルフ場, 野外シアター, カルチャーセンター, コンベンションホール, リゾートホテル, ショッピングモールetc
	裏磐梯大府平	北塩原村	140	美術館, クアハウス, コンベンションホール, リゾートホテル, ペンション, 植物園etc
	横向・沼尻	猪苗代町	2,400	スキー場, ゴルフ場, 遊歩道, バードウォッチング施設, 森林浴施設 展望台etc
	表磐梯	磐梯町 猪苗代町	2,800	テニスコート, プール, スキー場, ゴルフ場, 酒造博物館, リゾート ホテル, ペンションビレッジ, ショッピングモール, コンドミニアムetc
レイクサイド ファミリー リゾート ゾーン	猪苗代湖畔	会津若松市 磐梯町 猪苗代町 河東町	1,600	マリナー, レクリエーション公園, ウォーターパーク, グラススキー 場, コテージ, コンドミニアムetc
	背あぶり高原	会津若松市	1,300	テニスコート, スキー場, ゴルフ場, 乗馬コース, 観光牧場, ホテル 地域特産物販売センターetc
	郡山湖南	郡山市 (湖南町)	1,700	ウッドイトリムコース, フィッシングパーク, 各種資料館, スキー場, ゴルフ場, ペンション, 合宿村etc
ハイランド ナチュラル プレイ リゾート ゾーン	大内・中山	下郷町	1,200	クアハウス, 観光果樹園, クラフト工房, リゾートホテル, コテージ, 運動場, スキー場, ゴルフ場etc
	田島七ヶ岳山麓	田島町	3,400	スキー場, テニスコート, パラグライダー, セカンドスクール, 合宿 所, ホテル, ペンション, 研修センターetc

資料：福島県「会津フレッシュリゾート」概要より。

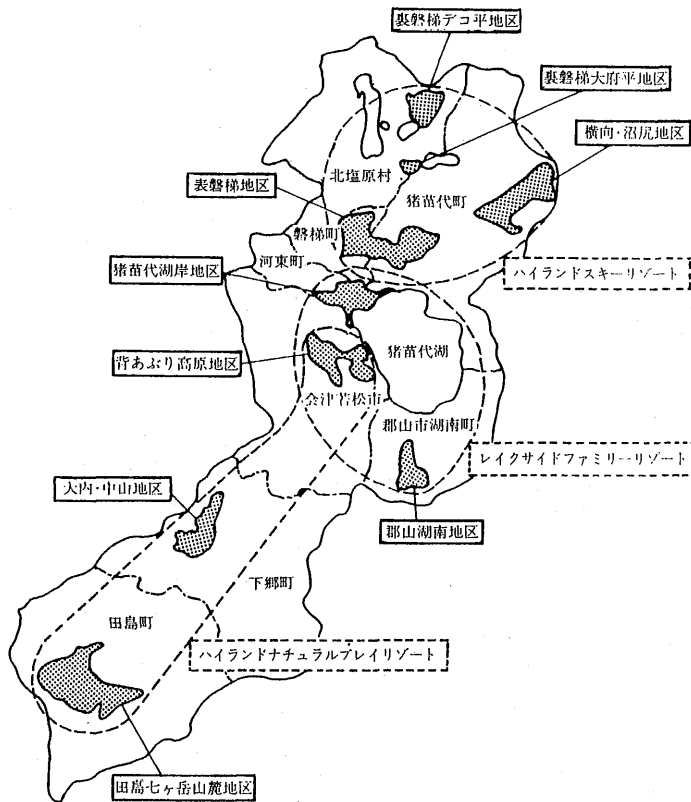


図3 会津フレッシュリゾート構想重点整備地区

表7 重点整備地区における主要プロジェクト

プロジェクト	専 業 主 体	事業費	
裏磐梯デコ平開発 (北塩原村)	裏磐梯デコ平開発(株) [第3セクター]	約 245億円	約356ha。スキー場, ゴルフ場, ホテル キャンプ場など。
横向高原開発 (猪苗代町)	横向高原リゾート(株) [第3セクター]	約 23億円	約200ha。スキー場, ロッジなど。
磐梯清水平開発 (磐梯町)	磐梯清水平開発(株) [第3セクター]	約 800億円	約1,000ha。スキー場, ゴルフ場, ホテ ル, コンドミニウムなど。
会津田島リゾート 開発(田島町)	会津田島リゾート開発 (株) [第3セクター]	約 100億円	約3,400ha。スキー場等スポーツ施設。 ホテル, 合宿所など。

に3つの類型毎に合計9つの重点整備地区が総面積17万7,500haの規模で設定されている。その大まかな内容は表6の通りであるが、磐梯山の南斜面や裏磐梯地域のスキー場やゴルフ場を中心とする「ハイランドスキーリゾートゾーン」、猪苗代湖周辺の湖水レジャー、ゴルフ場、観光牧場などの「レイクサイドファミリーリゾートゾーン」、そしてクアハウスや観光果樹園、スキー場を主体とする下郷町・田島町の「ハイランドナチュラルプレイリゾートゾーン」であり、それぞれの地域にはリゾートホテル、コンドミニウム、コテージ等が組み合わされる内容となっている(表7)。このように、会津フレッシュリゾート構想は磐梯山周辺及び会津若松市といった既存の観光地を軸に開発拠点を複数設定して整備を進めていくという構想である。

[整備の方針]

次に会津フレッシュリゾート構想の基本方針についてその主な内容のみをみてみよう。福島県の担当部局の説明によれば、「オールシーズンリゾートゾーン」の形成を目指して、①滞在型リゾートの形成、②新しい定住空間の創出、③生活文化展開の場としてのリゾート形成、④地域経済の発展を促進するための「会津地方の戦略的開発拠点」という位置づけがなされている。そして構想計画の遂行には「民間事業者の企画力・経営力等を最大限に活用」し、概ね10年間の事業対象期間、投資額は推計約2,000億円(民間ベース)である^{注30)}。

ところで、県の基本構想には単にレジャー関連の施設整備にとどまらずに、まさに上記④の目的に関係する事項が種々盛り込まれている。「公共

施設の整備の方針に関する事項」としてレジャー活動の拠点となる施設の他に、地域の生活環境向上や農林漁業の振興に必要な公共施設として一般道の他に農道、林道、河川・砂防等の事業整備、下水道、都市公園、港湾整備などが事業対象として位置づけられている。さらに、「総合保養地域の整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項」にはリゾート関連産業を地域の基幹産業として育成していくと共に、農山村地域住民の就業機会の確保、農地の流動化と中核農家の育成、農業近代化施設の整備、林業構造改善事業や林道整備、他場産業の活性化などが盛り込まれている。つまり、一方で「自然環境の保全と調和」を計りながら観光化を押し進め、他方で「農林漁業の健全な発展との調和」を合理的な土地利用の推進と「“緑豊かなむらづくり運動”の展開」によって実現していくという、スポーツレジャー施設と宿泊施設作りのためのリゾート構想にからめて種々の補助や助成によって農山村の振興事業を実施する地域開発構想というのが整備の方針であるといえる^{注31)}。

(2) 「会津フレッシュリゾート」構想の策定経過と関連施策

福島県がリゾート開発構想の策定に公式的に着手するのは、「リゾート法」が1987年5月に成立した直後、同法及び施行令が6月9日に公布・施行されると同時であった。7月には副知事を長に関係部長からなる会津フレッシュリゾート構想推進本部を設置するとともに、8月には関係市町村長からなる市町村協議会を設置して全県的に取り

組むことになる。そして12月にはリゾート構想の基礎調査を国に提出することで実質的に名乗りをあげ、翌88年5月に構想承認を正式に申請した。7月に会津フレッシュリゾート構想が承認されると、県・市町村の他に地域関係諸団体（商工会議所・商工会、観光協会、農協、森林組合など）や開発をする民間事業者などからなる会津フレッシュリゾート構想推進会議を組織して、官民挙げて事業を推進する体制がとられた。

しかし、リゾート構想につながる県の動向としては、1985年の福島県新長期総合計画における県内の地域間格差、過疎・過密問題を解消するための方策、具体的には財政援助の重点配分による地域活性化と過疎化からの脱却等の地域開発施策と、86年承認の「国際観光モデル地域」等が「統一化されたもの」ととらえることができる^{注32)}。

[景観対策]

ところで、福島県はリゾート構想に関連する施策として、89年9月に「リゾート地域景観形成条例」(7月制定)を施行するとともに、12月には「リゾート地域の計画形成に関する基本方針」を出している。リゾート地域における景観の意義を明示しリゾート開発に伴う乱開発を防止して自然景観を保全するとともに、住民、滞在者、事業者、市町村、県の役割主体ごとの景観形成活動を位置づけ、そのための役割やさらには大規模な建設行為の規定等の指針が定められている^{注33)}。さらに重要なのは、「市町村は、県が実施するリゾート地域における景観形成に関する施策とあわせて、当該市町村の特性を生かした景観形成を推進するための施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする」(「景観形成条例」第三条)と、開発規制を市町村段階においても実施することを明確にしている点であろう。

[水質環境対策]

次に環境保全関連として水質に関する施策を見ると、福島県議会の環境対策特別委員会が1990年12月に県議会議長に提出した「報告書」に水質保全に関する事項として、猪苗代湖及びその周辺水域の水質保全施策の推進を提案している^{注34)}。湖沼の水質対策については、すでに89年度より「猪苗代湖・周辺水域水質保全基礎調査事業」がスタートし、91年3月には水質の解析結果に関する報告書が出されている。次いで91年度より「裏磐梯湖沼水質保全基本構想策定事業」が開始されて、

裏磐梯地域の湖沼の水質を保全するための方針及び施策の方向が92年3月に示された。

その第1は、森林・原野の保護・育成のために「適正な土地利用対策を推進する」こと。第2は河川や湖沼の生態系バランス維持のため「自然湖岸、湖岸の植生の保護など、自浄機能の維持・向上を推進する」こと。第3に排水の集合処理、合併処理、高度処理など「発生源対策の推進」。そして、第4として水質浄化活動への参加や水質保全思想の普及・啓発という「環境教育の推進」。最後に調査・研究機能の整備・充実を推進することである^{注35)}。つまり、概ね水質環境基準に適合しているものの年々水質汚染が進行しつつある裏磐梯地域の湖沼の現況を踏まえ、会津フレッシュリゾート構想の進展に伴って観光客が増加するであろう将来動向から湖沼環境を保全して良好な自然を維持し、さらに開発との調和を計っていくとするものである。

(3)「会津フレッシュリゾート」構想関係自治体の対応

ところで、会津フレッシュリゾート構想に関する自治体の取り組みは必ずしも一律的な展開状況にあるわけではない。リゾート法施行以前から観光地として知られている、いわば先発地域である猪苗代町・磐梯町・北塩原村・田島町などに対して、河東町・下郷町・郡山市(湖南地域)・会津若松市(背あぶり高原地域)では立ち上がりの遅いことが指摘されている^{注36)}。とはいえ、これは重点整備地区の開発動向に限ってみた場合であって、表7に示したように9地域のうちの田島町を除く、しかも現段階で具体的な開発が押し進められている3地域では第三セクター方式による開発がかなりの進展を示している。

こうした取り組みの差異は、先に述べた県の「景観形成条例」への対応の違いとなって現れている。市町村の景観形成施策が求められているが、例えば、北塩原村の「北塩原村開発事業者指導要項」(1990年策定)はこれに応じたものであった。それに対して猪苗代町は他に先駆けて策定したとはいえ、当初独自の開発の指針を持たなかったために景観的に問題を有するリゾートマンションの建築をみすみす許してしまい、後追的に建築物の高さを盛り込んだ「猪苗代町まちづくり指導要項(開発指導要項)」を89年9月に制定している。

景観対策や指導要項は、こうした具体的な動きの中でその対策・策定が急がれたものである。

北塩原村の「開発事業指導要項」では計画制限区域が明確にされ、建築物の高さ制限（国立公園内15m以下、それ以外25m）、集合住宅建築の制限、適用範囲が村内全域とするなどが規定されている。また、猪苗代町の「まちづくり指導要項（開発指導要項）」では建築物の高さ制限が地域毎に25m以下、20m以下、15m以下とされ、ゴルフ場の開発基準、開発事業基準（取り付け道路や給排水施設、ゴミ処理施設、緑地や日照など）、さらに開発事業に合わせた開発設計基準など、開発に対する規制が細かく規定されている。

こうした規制は民間業者の開発を行政的にコントロールして乱開発を防止するものであるが、その実効性の点においては若干疑問とせざるを得ない。というのも、そもそもリゾート指定に関わりなく開発が本格化する以前に策定しておくべきものであり、また、第三セクターが開発事業主体であっても実質的に事業提携の民間企業が主導し、資金・プランにおいても自治体は外部の民間資本に全面的に依存せざるを得ないという点^{注37)}、あるいは開発や整備そのものが自然環境の破壊や汚染、景観破壊を本質的に伴うといった矛盾を抱えているからである。また、開発には特定の政治力が働く^{注38)}。

他方、会津フレッシュリゾート構想エリア内であっても重点整備地区外となっている地域をみると、開発・整備構想としては白紙に近い状況である。例えば、裏磐梯地域の檜原湖北岸地区はハイランドリゾートゾーンの域外でありかつ裏磐梯デコ平地域からもはずれているが、北塩原村自体が明確な開発構想・計画を現時点では示してはいない。地区全体が五色沼を中心とする裏磐梯の中心部の観光化から取り残されている感のある中で、3集落のうち1集落は民宿経営や農産物の直接販売などかなり積極的な対応を見せているのに対し、他の2集落は過疎化・高齢化が進展する中でかろうじてスキー場や土木建設作業の雇用など、季節的で不安定な農外就労に活路を見いだしている段階にある。

小括

大規模プロジェクトへの反省で生まれた「定住構想」(3全総 1977年)、「多極分散型国土の構築」

を標榜した4全総(1987年)、内需拡大・「時短」の外圧に応えた「リゾート法」(1987年)、これらは開発に取り残された地域の新たな開発をめざし、「地方の時代」を実現しようとした国策であった。

Ⅱで見たように、農林業にかわる産業の進行を地方に!というこうした国策の流れは、「中央-地方」のみならず地域内での格差を前提として、「民間活力」をもってさらなる開発を志向したものといえよう。ハードづくりを中心とした経済中心の開発政策であることは、国土総合開発法制定(1950年)以降の開発計画と軌を一にしている。地域振興の「最後の切札」といわれるリゾート開発は、その計画の主要な部分に大規模なスポーツ施設建設を伴っている。この点に着目する必要があるだろう。今、地方に目を向けると、スポーツ・レジャーの問題を社会的に探求する課題は山積みしているといってよい。地域開発をスポーツ・レジャーの視点から究明することが、「過剰」な開発を止め、オルタナティブを提示していく実践にも繋がっていくだろう。

「リゾート法」に象徴されるのは、スポーツの発展を背景として、レジャー開発が大規模なスポーツ施設建設を伴った「地方」振興策として、顕在化したことといえるだろう。スポーツ市場の拡大は、日本の産業構成の大きな変化の中で、特定のスポーツ種目の部門で際立っていることも注意する必要がある。

サービス産業化する日本社会の変動の中で、東北地方の山間僻地は今大きく変貌を迫られている。農林業の衰退を一方で促しつつ、他方でスポーツ・リゾートの開発を国策をもって進めようという政策動向は、大変明瞭な軌跡を示しつつあるといえよう。リゾート法の適用を積極的に進めることが可能となった福島県のリゾート「重点整備地区」は、産業構成上の差を伴った地域間格差を反映して会津地方の諸市町村を覆っている。この「会津フレッシュリゾート」構想は、全国・東北地方の動向と同様に、スキー場・ゴルフ場を中核としてスポーツ・リゾートの建設をめざしている。

さて、こうした潮流の中で、同様に開発の網に掛かっている開発が進む地区とそうでない地区、さらには取り残される阿武隈山系の村々といった新たに創りだされる「格差」の問題が今後議論される必要があろう。さらに、統計的に把握

された構造変動のみならず、地域住民の生活現実の中から、こうした大規模なスポーツ・リゾート開発が必要なのか、それが問題を抱えるとするならばどのようなもう一つの「開発」が可能なのかという現実的な問いがなされなくてはならないだろう。

こうした諸問題については、いずれも第2報以降の課題として残されている。しかし、次の指摘は明記しておく必要がある。

『『自然』そのものが『公共財』であることが法的に認められないと、資源の生産と開発のために人間は自然を破壊し続け、やがては滅びていくであろう^{注39)}』という警鐘は決して誇張ではない。我々が、開発一辺倒の社会から次にどんな社会を構築していくかは、地域の暮らし全体を見据えて考えていく必要がある。

註

- (1) 本稿を含めた今後一連の論考の性格について述べれば、研究蓄積の歴史を異にした領域を接合しようとする事からくる様々な問題点（不整合）が、今後の報告で散見されるかもしれない。知識社会学的課題については、本テーマの一連の報告で深めることはできないが、P・ブルデューの指摘は研究の出発に際してどうしても考慮しておかなければならない点であろうと思う。つまり、「スポーツ」がおかれた歴史・社会的な背景と社会学諸領域の「知」の問題が、社会学研究者をスポーツやレジャー（リゾートを含めて）といった対象から遠ざけ、体育学研究者を地域社会そのものの変動に目を向けることを躊躇させてきた。（P・ブルデュー「スポーツ社会学のための計画表」『構造と実践』P.272参照。）「スポーツ社会学者はいわば二重に被支配的」という彼の指摘は、知識社会学、「身体（からだ）と精神（ことば）の社会学」領域で、スポーツの社会学的究明を要請している。P・ブルデューのチャレンジに対する回答は、北米でも日本でも今漸く開始されたばかりであり、大きな課題として我々の眼前にある。
- (2) 公害先進国という汚名を糧として、日本の企業は脱硫装置を始めとして、公害防止の技術力を世界のトップに押し上げた。しかし、

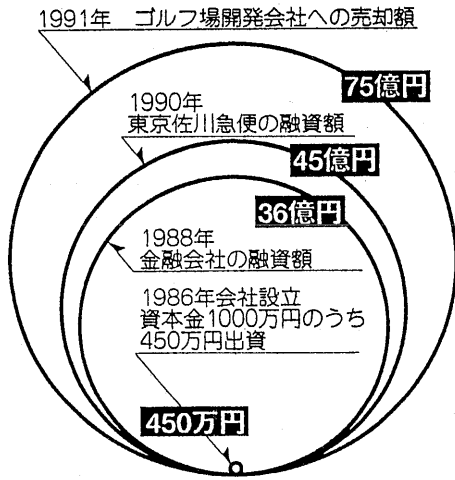
社会学は大きく出遅れ、この現実からつきつけられた課題（公害問題の社会学）に漸く組織的対応を始めたばかりである。しかしながら、鶴見和子の水俣研究（色川大吉他『水俣の啓示』筑摩書房）、飯島伸子の公害の社会学的研究、鳥越皓之・嘉田由紀子らの環境問題の社会学をめざして主張された「生活環境主義」（『水と人との環境史』『環境問題の社会理論』共に御茶ノ水書房）、船橋晴俊・長谷川公一らの高速交通がもたらす公害問題研究などが「現物の社会学」（第一回環境社会学研究記念大会 法政大学1990年5月での鈴木広の用語）ともいべき新たな環境社会学の領域を創りつつある。また、筆者らの『有機農業運動の地域的展開』（家の光、1991年）も、こうした社会学の新しい流れに貢献することを意図している。

- (3) 内田隆三は、産業システムそのものが創りだした「空無な力」が<カネ><死><性>に「遊び」を産みだし、「過剰」を発生していくメカニズムをM・フーコーによりながら論証している。それは、単に人間の「欲望」が産みだすものではなくシステムの問題として、また、そのシステムと実践に介在する身体技術と身体空間の変容が権力と繋がって実態化してくることを述べている。

「過剰が本当に過剰であるのは、それが如何なる特定の要求や利害も反映していないことにおいてである…中略…その戯れはその本質的な恣意性において過剰なのである。』『消費社会と権力』（岩波書店1987）P270。この氏の指摘は、スポーツが自然破壊を引き起こす社会問題を考察する時に、重要な論拠を提供するだろう。のみならず、スポーツのもつ象徴的な力と身体政治技術論との関連についても多くを教えてくれる。ブルデュー社会学と共に我々の一連の実証的研究がよってたつ理論的根拠を与えてくれる。この理論的整理については別稿で論ずることになろう。

- (4) 鶴飼照喜「リゾート開発という名の環境破壊」『エコノミスト』'90. 1. 16. P81
- (5) その一例として、東京佐川が介在した埼玉県のゴルフ場の事例の異常さを我々は刮目してみるしかない。450万円の株式が1600倍に大化けして、なおかつ75億円で買った最終業

膨れあがるゴルフ場経営権



(出典：朝日新聞 1992年4月11日付)

者に「値打ちがある」といわしめる構図は、異常としかいいようがないだろう。(次頁図参照)

- (6) 保母武彦「内発的発展論」『地域経済学』(有斐閣 1990 P 330)
- (7) 伊東光晴「地方分散が東京集中を招く一地方と中央の新しい関係を考える一」『世界』1988年7月号 P. 27
- (8) 同上 P. 30
- (9) 宮本憲一『環境経済学』(岩波書店 1989 PP. 21) 水、土地、空気等の資源が無料であるというイデオロギーが、自動車同様リゾート建設をめぐる社会的費用を依然として外部化してしまっている。自動車については、宇沢弘文『自動車の社会的費用』(岩波書店 1974) 参照。自動車を前提とした都市計画が都市の生活環境を悪化させ、その代償として地方のリゾートを望むとしたら、それこそ宇沢のいう「日本社会の現代的貧困」以外何ものでもないだろう。
- (10) 宮本憲一『地域開発はこれでよいか』(岩波書店 1973) P.190
- (11) 宮本憲一『環境経済学』岩波書店 1989 PP. 296-302、宮本憲一・横田茂・中村剛治郎編『地域経済学』(有斐閣 1990) P. 332。() 内筆者加筆。

- (12) 日本世論調査会による調査(1990年12月「定住環境世論調査」) 全国250ヵ所20歳以上3000人を層化二段無作為抽出法。回答1993人(女性53.5%, 男性46.5%)。『福島民報』1991年1月4日付
- (13) 層化多段無作為抽出法 全国満15歳以上の男女3000サンプル。有効回収数 2474(回収率 82.5%)『日本人のリゾートイメージ』(日本観光協会 1989 10) リゾートでのゴルフ志向は予想より大変低く、首都圏・中京圏・阪神圏でのゴルフ場開発ブームを考えると、いずれこうしたリゾート地のゴルフ施設荒廃が報じられるのではないだろうか。
- (14) 通産省政策局編『スポーツビジョン21』1990 P 53。『レジャー白書』のデータにスポーツ放送、スポーツ新聞、スポーツ雑誌、スポーツ書籍、スポーツドリンク、スポーツ会員権売買手数料、スポーツ旅行などの市場を推定して加えた数字。
スポーツ市場・スポーツ人口は、それ自体が大きな研究課題であるが、スポーツ社会学の研究者はこのテーマを追求して来なかった。実態把握は急務であろう。
- (15) 河相一成・宇佐美繁編『みちのくからの農業再構成』(講座日本の社会と農業 2 東北編) 日本経済評論社、1985年、P 38。
- (16) 農業機械化の進展による東北の農業生産の性格変容については、例えば、河相一成「労働市場の展開による東北農業の変貌」(吉田寛一編『労働市場の展開と農民層分解』農文協、1974年)を参照。
- (17) 前掲『みちのくからの農業再構成』212-214、および『東北農林水産統計』(1992年) P.P. 68-69。
- (18) 蓮見音彦『苦悩する農村』有信堂、1990年、P 206。
- (19) 山村労働力の変化や猿害による「村くずし」といった山村の実態については、内山節編『<森林社会学>宣言』(有斐閣、1989年)の事例を参照。また農村全般がそうであるが、とりわけ山村や山間部農村では世帯主夫婦の高齢化とあつぎの結婚難とが深刻な問題を投げかけている。例えば、松岡昌則『現代農村の生活互助—生活協同と地域社会関係—』(御茶の水書房、1991年)や、佐藤守他『長

- 寿社会—高齢者と地域社会—』（多賀出版、1992年）などを参照。
- (20) 例えば、森巖夫「日本林業における労働問題」（菅野俊作・我孫子麟編『国家独占資本主義下の日本農業』農文協、1978年）を参照。
- (21) 日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会編『森林の明日を考える』1991年、有斐閣、P 88。
- (22) この他に、林野庁は近年の自然保護運動の高揚から種々の保護林の設定を行ってきた。その一つが知床半島や白神山地に代表される「森林生態系保護地域」である。91年現在12ヵ所（約140万^{ヘクタール}）が指定されており、さらに94年までに14ヵ所が追加設定される予定である。このほかに「材木遺伝資源保存林」（313ヵ所、約8,900^{ヘクタール}、91年4月現在、以下同）「植物群落保護林」（151ヵ所、約44,000^{ヘクタール}）「特定動物生息地保護林」（6ヵ所、1,380^{ヘクタール}）「郷土の森」（7ヵ所、665^{ヘクタール}）などがあるが、これらはいわば一種の囲い込みであり、逆に保護指定地域外の森林の伐採や開発による山地破壊が公然化されて進むことが懸念される。
- (23) 室谷正裕「リゾート法の概要とその運用」『ジュリスト』973、1991年2月15日号、13頁。
- (24) 1988年度で1人当たりの県民所得は宮城県が220万6千円、福島県216万8千円、山形県197万4千円、秋田県、岩手県、青森県（182万3千円）の順である。県内総生産も宮城県が5兆4,800億円、福島県5兆2,280億円、岩手県2兆9,070億円、以下、青森県、山形県、秋田県（2兆4,800億円）である。
- (25) なお、福島県の地域区分は行政統計関係では、大きく中通り、会津、浜通りに地方区分され、さらに中通りは県北・県中・県南の各地域に、会津は会津と南会津（南会津郡）に、浜通りはいわき（いわき市）と相双の地域に区分される。ただし農業地域区分では、中通りだけが福島市を中心とする北部とそれ以外の南部とに分けられ、若干のズレが存在する。
- (26) 以上、『福島県農林水産統計年報』（1990～91年版）より。
- (27) 福島県『ふくしま森林・林業・木材産業振興ビジョン』1990年8月、PP 15-23。
- (28) Iで分析したように、1988年10月時点で国に基礎調査資料を提出していた17府県のリゾート構想は、おしなべてゴルフ場を軸に、山岳・山間型はスキー場・ホテル、海浜・湖岸型はマリナー・ホテルが組み合わされている。（『リゾート地域整備—制度と構想事例—』公共投資ジャーナル社、1988年）
- (29) 1992年5月25日付『朝日新聞』（東北特別版）。また、福島経済研究所『福島の進路』121、1992年9月号。
- (30) 以上、福島県企画調整部地域開発課「会津フレッシュリゾートについて」（前掲『福島の進路』77、1988年2月号）。
- (31) 以上、福島県「総合保養地域の整備に関する基本構想 会津フレッシュリゾート構想」（前掲『リゾート地域整備—制度と構想事例—』）より。
- (32) 石井雄二「会津フレッシュリゾート構想下の農家民宿の存立条件」『日本の農業』180、1991年、農政調査委員会、P 47。
- (33) この基になったのが89年5月にまとめられた学識経験者・県議会議員・マスコミ関係者など10名からなる「福島県リゾートにおける景観を考える懇談会」の「リゾートにおける景観対策の基本的方向について」の提言である。
- (34) 福島県議会『調査資料』No 8（1991年3月）、PP 35-36。
- (35) 福島県保健環境部公害規制課編『裏磐梯湖沼水質保全基本構想』（1992年3月）、PP 67-68。
- (36) 前掲『福島の進路』86、1989年11月号。
- (37) デコ平開発や猪苗代スキー場開発など第3セクターの持株出資比率が計画段階では判で押したように自治体が51%となっているが、開業時には、例えば、裏磐梯猫魔スキー場では51%から12.5%に、横向スキー場開発は13%と比率が低下している。
- (38) 国立公園内の建築物の高さ制限に対して、某国会議員が環境庁に圧力をかけて檜原湖畔に建設中のホテルの高さを21mで認可させたこと（1992年4月1日付『河北新報』朝刊）や、本来工作物の設置が禁じられているはずの第一種特別地域（特別保護地区に準ずる地域）である湖岸域の同ホテルに続く部分を庭園風に大幅に改造していることが現認できることでも明らかであろう。

(39) 山村恒年『自然保護の法と戦略』有斐閣
1989年 P 58

付記

本研究は、日本生命財団助成研究「『スポーツの現代化』と地域開発の課題—生態系破壊のリスク認識と村落社会の変容に関連して—」の一部である。なお、「地域」への視角等に関する理論的な整理、及び裏磐梯地区での調査研究については日本生命財団への報告書を初めとして、今後順次

公刊して行く。さらに、本稿作成にあたり整理、参照した各種統計については、紙数の関係で本文中には掲載できなかった。こうした基礎的な統計については、松村和則・佐藤利明・佐藤大介編著『研究資料：「スポーツの現代化」と地域開発の課題』（筑波大学「スポーツの現代化」研究会刊）として1992年12月に公刊された。

【執筆分担：小序・Ⅰ・小括…松村，Ⅱ・Ⅲ…佐藤。全体の調整は松村が行った。】